

ご存知ですか？ 本町の国保医療費



生活習慣や適度な運動を心掛けた生活をしましょう

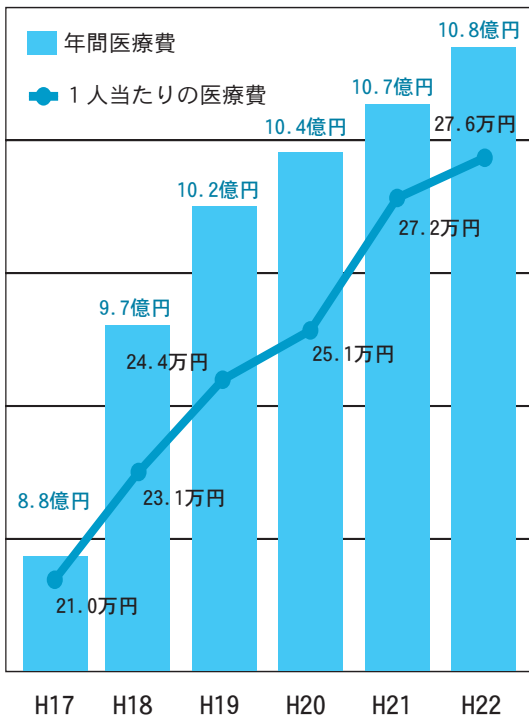
■生活習慣の見直しと適正な受診を心掛けて医療費抑制を
高齢化の進展や医療技術の進歩、生活習慣病などの長期治療を必要と

する慢性疾患患者の増加など、さまざまな理由で本町の医療費は年々増加し、国民健康保険の運営は非常に厳しい状況です。平成24年度は、国民健康保険税の税率も引き上げることとなりました。

これからは、今まで以上に、みんなで健康づくりに取り組み、医療費を増やさないようにしましょう。

医療費の抑制のため、健康な体作りのために、皆さんの食生活や運動、ストレス発散や快適な睡眠など、生活習慣を見直しましょう。また、「治療」の前に、まずは「予防」することを中心掛けて、医療機関を上手に受診しましょう

年間医療費と1人当たりの医療費



※年間医療費、1人当り医療費とも自己負担分を除く

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線106) ✉klg204@town.kosa.lg.jp

福祉に関する手当の額が 変わりました



申請手続きなどは町福祉課にお問い合わせを

【児童扶養手当】
父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活安定と自立促進に役立てるとともに、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当

【特別児童扶養手当】
在宅で中程度以上の障がいのある

手当		4月からの 手当額
児童扶養 手当	全部支給 (月額)	41,430円
	一部支給 (月額)	41,420円～ 9,780円
	第2子	5,000円加算
	第3子以降	3,000円加算
特別児童 扶養手当	1級	50,400円
	2級	33,570円
特別障害者 手当	特別障害者 手当	26,260円
	障害児 福祉手当	14,280円
	経過的 福祉手当	14,280円

20歳未満の児童を養育している人に対して支給する手当

【特別障害者手当】

在宅で重度の障がいがあり、日常生活に常に特別の介護を必要とする20歳以上の人に対して支給する手当

【障害児福祉手当】

在宅で重度の障がいがあり、日常生活に常に介護を必要とする20歳未満の人に対して支給する手当

【経過的福祉手当】

福祉手当制度の廃止後、福祉手当を受給していたもの(20歳以上)で特別障害者手当の要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない障がい者に対して従前の例により支給される手当

※各手当は、所得による支給制限があります。

町福祉課 ☎096-234-1114(内線143) ✉klg205@town.kosa.lg.jp

史跡「陣ノ内館跡」発掘調査レポート #22



「館跡」の入り口と推測される南側の堀の地形

■「館跡」の入り口はどこか？

今月号では、陣ノ内館跡の謎の一つである、「入り口」について触れます。ここでいう「入り口」とは、今の舗装された道（車が通行できるように戦後作られたもの）ではなく、近世初期にかけて館跡が存続していた時期に作られたものです。

館跡には、必ず入り口があります。しかし館跡を見ると、完全に埋まってしまったのか、耕作のために削られてしまったのか、今の地形から想像するのは大変困難です。そこで、今も残る地名と発掘調査の成果を踏まえて、位置を想像してみます。

館跡の構造は、四方を堀で囲まれた遺跡です。ここで入り口を作るためには、堀を木の橋で渡すか、土で橋を造るしかありません。今現在

残っている北側と東側にある堀は、幅15〜20㍎、深さ5㍎以上にわたり完全に掘り切つてあることから、入り口があつたとは考えられません。西側の堀の外側は切り立った崖面になりますので、入り口が南側にあつた可能性が非常に高いといえます。

そこで、平成23年度に南側の堀で、入り口を指す「木戸丸」の地名が残る個所を調査しました。残念ながら入り口と推定できるような橋の痕跡や櫓（やぐら）の基礎などは見つからず、堀がそのまま延長してしましました。しかし重要な成果として、この部分で堀が途切れることが分かり、途切れた先の部分は地形が異様に盛り上がりついています。南側の堀は、斜面を大きく削つた平坦地を堀として、さらに幅8㍎、深さ3㍎にわたり掘削されていきましたので、この異様な盛り上がりは旧地形で、この部分を残して掘削したと考えられ、残した部分を「土橋」として使つたと見られます。今後の調査では、これが入り口となりうるのか考えていきます。もちろん、入り口が1つだけとは限りません。館跡周囲にいくつもの古い道があつたことが分かっている上、今後の調査でほかに入り口が見つかれば、館の内部構造も明らかになっていくことでしょう。

町教育委員会社会教育課 ☎096-234-2447(内線324) ✉klg110@town.kosa.lg.jp

■男女が共に自立し、支え合う住みよい町へ

●男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、誰もが自由と平等を享受し、性別に関わりなく自らの意思に基づく生き方が実現できる社会です。そしてさらに、男女が対等なパートナーとして共に支え合い、豊かな個性と能力を充分に発揮できる社会です。

「男だから」、「女だから」などの固定的役割意識にとらわれず、まずは、自分たちにできることから始めて、いろいろな生きがいを見つけてみましょう。

●「家庭」から始める男女共同

家族みんなで、積極的に家事や子

男女共同参画社会への取り組みを始めよう



性別に関わりない社会を目指して(写真イメージ)

育て、介護などに参画して、家庭の中で、一緒に喜びや楽しみなどを分かち合いましょう。

●「地域」から始める男女共同

男女平等・対等の観点を持つて、社会や地域の慣習、しきたりなどを見直しましよう。

子育てや高齢者の生きがいづくりについては、地域を挙げて男女が共同して取り組むという意識を持ちましよう。

●「職場」から始める男女共同

仕事と育児、介護などの両立支援のために、職場では就業条件の整備に努めましよう。

また、特に、女性の再就職や職場復帰のための労働条件の整備など、女性が働きやすい職場づくりにも努めましよう。

●「学校」から始める男女共同

学校では、子どもたち一人ひとりの個性や能力などを伸ばし、お互いの人格が尊重されることの大切さを教えましよう。

また、進学や就職においては、性別に関わりなく、個人の意思や適性を尊重した進路指導の充実に努めましよう。

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線102) ✉klg106@town.kosa.lg.jp